（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項中「分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立（新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「分割等（分割又は現物出資」に、「分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に、「から当該分社型分割等」を「から当該分割等」に、「及び当該分社型分割等」を「及び当該分割等」に改め、同項ただし書中「分社型分割等」を「分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「分社型分割等」を「分割等」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「、現物出資又は事後設立」を「又は現物出資」に、「、現物出資又は新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第二号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項第三号中「分割事業」を「分割事業又は」に改め、「又は事後設立事業（事後設立法人において営まれることとなるものをいう。）」を削り、同項第六号中「第十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第八条第五項第三号」を「第八条第五項第二号」に、「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第五条第三項から第五項まで、第七項及び第十項（退職給与引当金に関する経過措置）の規定は、平成二十二年十月一日以後に行われる分割について適用し、同日前に行われた分割及び事後設立（十月旧法第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十二条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同項第一号中「当該適格分割等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合における」を削り、同項第二号中「以後の各事業年度（前号に掲げる事業年度を除く。）」を「後の各事業年度」に改め、同条第十一項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

附則第十三条の表第百四十七条第一項第一号の項を次のように改める。

第百四十七条第一項第一号	法第八十一条の十五第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十六条第二項（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧効力法」という。）第八十一条の十五第八項

	相手国の法律	締約国又は締約者（以下この号において「条約相手国等」という。）の法律
	当該相手国	当該条約相手国等

附則第二十一条の表第百五十五条の三十六第一項第一号の項を次のように改める。

第百五十五条の三十六第一項第一号	法第六十九条第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十二条第二項（外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧効力法」という。）第六十九条第八項
	相手国の法律	締約国又は締約者（以下この号において「条約相手国等」という。）の法律
	当該相手国	当該条約相手国等

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　前条の規定による改正後の法人税法施行令の一部を改正する政令附則第六条第九項及び第十一項（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）の規定は、平成二十二年十月一日以後に行われる適格分割について適用し、同日前に行われた適格分割及び適格事後設立については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三十四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、第百九条第一項、第百十条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項」を削り、「、第百三十四条の二第二項」を「又は第百三十五条第二項」に改め、「、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項から第三項まで又は第百三十七条第一項」を削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第三十五条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」の下に「、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」を、「割賦販売法施行令第七条」の下に「、法人税法施行令第八十四条」を、「第二百二十五条第一項第四号」の下に「、法人税法第百三十八条第九号」を加え、「附則第十六条第一項」を「第百七十七条第一項第三号、第百八十三条並びに附則第十六条第一項」に改め、「第二百二十五条第一項第五号」の下に「、法人税法第百三十八条第九号」を、「第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号」の下に「、法人税法施行令第百八十三条」を加える。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十六条　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「第五十三条の規定による改正後の」を削り、「第百五十八条の七」を「第百六十四条」に改める。